

(2) 景観づくりの基準（重点景観づくり地区を除く市全域）

法第8条第2項第3号に基づき、重点景観づくり地区を除く市全域で共通して守るべき景観づくりの基準と景観分類ごとの景観づくりの基準を次のとおり定めます。

建築物

対象行為	事 項	景観づくりの基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 4 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 6 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。
	形 態	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態とすること。
	意 匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 2 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。 やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 3 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 4 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した意匠とすること。
	色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。 2 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 3 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとすること。 4 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。
	素材及び材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
	敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。

工作物

対象行為	事 項	景観づくりの基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置	<p>1 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。</p> <p>2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。</p> <p>3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。</p> <p>4 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。</p> <p>5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。</p> <p>6 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。</p>
	形 態 又 意 匠	<p>1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。</p>
	色 彩	<p>1 けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。</p> <p>2 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。</p>
	素材及び 材 料	<p>1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。</p>
	敷地の緑化	<p>1 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。</p>

その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）

対象行為	事 項	景観づくりの基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	堆積の方法	<p>1 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始める。</p> <p>2 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。</p> <p>3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。</p>
	遮へい	<p>1 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</p>

その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）(つづき)

対象行為	事 項	景観づくりの基準
土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	<p>1 周辺の景観を乱さないような方法とすること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。</p>
	遮へい	<p>1 敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。</p>
	事後措置	<p>1 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。</p> <p>2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。</p>
土地の形質の変更	変更後の形状	<p>1 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。</p> <p>2 土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないよう努めること</p> <p>3 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。</p>
	敷地の緑化等	<p>1 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。</p> <p>2 行為地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。</p> <p>3 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難い場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。</p> <p>4 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</p>